

## 栃木市パートナーシップ宣誓証明書

年 月 日

氏 名

氏 名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 令和 年 月 日

上記の2人が、栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし宣誓したことを証明します。

栃木市は、市民一人ひとりが多様性を認め合い、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指しています。

今後とも、2人が自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。

栃木市長 大川 秀子

証明書交付番号【第 号】

(裏)

**【この証明書の提示を受けた方へ】**

栃木市は、栃木市人権施策推進プランの基本理念に基づき、市民一人ひとりが多様性を認め合い、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業所の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、対等な権利と責任を有し、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行う2人の者に係る関係と定義しています。

この証明書は、2人がこの栃木市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の趣旨に基づいて宣誓したことのみを証明するもので、この宣誓により法律上の効力（相続人としての権利及び義務、税金の控除など）が生じるものではなく、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

また、宣誓時点の関係を証明するものであり、それ以降の変動については証明しておりません。

**【注意事項】**

- 1 この証明書は、要綱の趣旨に従って使用してください。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当したときは、その旨を市長に届け出てください。
  - (1) 住所、氏名その他の宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。
  - (2) 一方が死亡したとき。
  - (3) パートナーシップを解消するとき。
- 3 2(1)又は(2)に該当したときは、変更後の内容を証するものその他市長が必要と認めるものを提出してください。
- 4 パートナーシップを形成する意思がないときは無効とします。第3条各号の要件を満たさなくなったときは、満たさなくなったとき以降を無効とします。
- 5 無効となった証明書は市長に返還してください。なお、その証明書が返還されないときは、証明書交付番号を市ホームページで公表することがあります。

**【通称を使用した宣誓について】**

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

フリガナ		
通 称		
フリガナ		
戸籍上の氏名		